

## 電子帳簿保存法の全体像

多い勘違い

真実はこれ **実は国税と癒着関連業者にだまされていた(ノド)シクシク…**

- 1、電子帳簿保存 ⇒ 任意
- 2、スキャナ保存 ⇒ 任意
- 3、電子取引データ保存⇒ 義務

その証拠

改正に関するパンフレット等 ○令和5年度税制改正後の取扱いに関するもの

## 電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

### Q: 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

#### ① 電子帳簿等保存【希望者のみ】



ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。

#### ② スキャナ保存【希望者のみ】



決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

#### ③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

電子取引データ保存とは？

我々中小企業は3の **3、電子取引データ保存⇒ 義務**

今までと違うのはこれだけ、これをするだけでいいのです。

条件緩和・緩和・・・でここまで来たというかそれしか無理なんですね

**これが大前提です へんな罠に引っかかって膨大なお金を払わないように**

まあ **1、電子帳簿保存**

これはできたら場所も節約できて楽そうです。それなりの投資とか準備が必要ですが

会計ソフト入れればそのまま解決 エクセルでも十分ですね。

しかし **2、スキャナ保存**

これはやりたくもない めんどくさい くるしい やめましょう

**3、電子取引データ保存⇒ 義務** これは知らなくてははいけません。これだけでいいのです

では電子データとは何か

**③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】**



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

電子データ保存の手順

◎メール・チャット それらで来る書類や文書(取引内容の分かるものすべて) これらはすべて消さない。

◎ネットバンキング取引 Amazon、Yahoo!、楽天等の買い物 すべて残す。

◎合銀、ETC 高速道路、電子領収になったものすべて メールのやり取りから残す。

◎クレジットカード明細 paypay LINEペイ ID スマホ決済明細 こりゃ大変自分が受け取ったものだけでなく自分が送ったデータも つまり送信済みメールも残さなくてははいけません。

請求書を紙でもらった 紙で送った

それをスキャンして保存する義務はないのですが、**電子データは電子データ**が基本。

では チェック項目を

## 1、改ざん防止のための措置をとる。

はっきり言って むづかしい 本気でやれば高額なシステムです。

でも 逃げ道があります。形だけの(内緒 シ～)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 を自社用に作ればいいのです。

これに従ってやっています。でいいのです。最後に国税からDLしたサンプルつけときます。

## 2、ディスプレイやプリンタをつけて情報が見れて印刷できるように まあこれは大丈夫

## 3、これが厄介

取引を 日付・金額・取引先名で検索できるようにする。

索引簿を作る か 規則的なファイル名で残す。

前者は絶対嫌です。面倒 なので後者 しかし パソコン得意な人でもこの検索は厄介  
そこで逃げ道

### ①2年前の売り上げ5000万円以下 決算書売上金額、雑収入とかはいらない

あるいは

### ②取引データをプリントアウトして見れるようにしておく

これならば もし税務調査等必要時にダウンロード提出できればOK

## 4、データ保存フォルダを作る わかりやすく年度ごと

絶対クラウドサーバー しかも有料です。有料だとバックアップサービスあり(年1万)

自社サーバーでは絶対危ない 天災 クラッシュ 等

そして ファイル名のルールを守って保存

日付 会社名 書類種類 金額 を関係者で統一

**さあ帳簿の保存期間 7年間保存**です。メールやチャットは大ピンチ

さらに メールバックアップ きちんとしないと大ピンチ

仕事メールをLINEでやってると後で大変 その人が辞めたりけがしたりの時がピンチ  
クラウド会計で問題解決?! メールは対応してないでしょ

とくに 機材をリースで入れるのは絶対やめましょう。途中解約でも支払い残ります。

クラウド契約はそのまま保存で大丈夫 収入印紙はいりません。

猶予措置とは? もし 何らかの理由があるときは実施を猶予してくれるそうです。

まあ いいわけですね。誠意を見せてくださいね

ペナルティはあるの? やらないと、重加算税10%追加 **無申告で無視はいけない**

まあ 会社法の夜罰金もあるからなあ

## 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

### (訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

### (訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和4年1月1日から施行する。